

令和2年4月23日

保護者各位

石垣市長 中山 義隆  
〔公印省略〕

沖縄県実施方針「特措法に基づく緊急事態措置」による家庭内保育のお願いについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、4月22日に沖縄県が発表した緊急事態措置により保育所（幼保連携・認定こども園含む）及び放課後児童クラブに通所する乳・幼児の保護者方への対処方針が示されました。

つきましては、保護者皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の予防の取り組みとして、積極的な家庭内保育を行っていただきますようご理解とご協力よろしく願いいたします。

記

### 保護者の対応（登園自粛への要請）

医療従事者や社会生活維持に必要なサービス※に従事するなど、仕事を休む事が困難な保護者等を除き、児童の登園等の自粛を要請する。

※医療従事者や社会生活維持に必要なサービスとする職種（例）

- ①医療施設：病院、薬局、マッサージ、整骨院など
- ②生活必需物資販売施設：コンビニ、ホームセンター、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、衣料品店など
- ③食事提供施設：飲食店、料理店、タピオカ店など
- ④住宅・宿泊施設：ホテル、民宿、旅館など
- ⑤交通機関等：バス、タクシー、物流サービス（宅配等を含む）など
- ⑥工場等：工場、作業場
- ⑦金融機関・官公署等：銀行、各種事務所、官公署
- ⑧その他：理髪店、郵便局、100円ショップ、クリーニング店、ゴミ処理関係など

市民の皆さまには、大変ご苦勞・ご不便をおかけしますが、皆さまの生命・健康、暮らしを守るため、何とぞ引き続きのご協力をお願いいたします。